

解 説

はじめに

岐阜県所在史料目録第 62 集は、小西郷村の小島眞可家文書 8,077 点のうち、年代・領域の別なく一括された文書（C 群）4,689 点、および眞可氏の逝去後、後継者の薫氏から新たに寄贈された文書 110 点の目録を収録したものである。年代は、江戸時代中葉から昭和期と幅広く、小島総本家に関するものと、分家筋にあたる小島本二・陞一・眞可・一英に関するものが含まれている。

小島総本家の文書群からは、我が国の近代化が始まる明治期において、旧習に囚われないう豊かな発想力で、自分の生きる道を見出した小島柳蛙（第 13 代当主呉郎作）を中心に、個性的で開明的な活動をした親族の生き方を知ることができる。

また、分家筋にあたる本二・陞一父子にかかる文書群から、総本家が小西郷村を離れてしまったため、そのあとを代わりに守る立場として、地主経営や金融活動などに専心した具体的な姿を見ることができる。

1. 岐阜県初の営業写真師 小島柳蛙

小島呉郎作は柳蛙と号し、小島総本家の第 13 代当主となった。兄の当三郎（光純）は、明治 3 年（1870）に逝去したため、庄屋後見人として弟の柳蛙を見守る期間は短かった。

柳蛙は、母の兄で伯父にあたる飯沼慾斎から化学全般（舎密 オランダ語のセイミ）を学び、とりわけ写真技術に強い関心をもっていた。兄が亡くなると、庄屋（後の戸長）を息子の呉一郎へ任せ、自身は営業写真師として生きていくことを決意した。これまでその経緯について定かでない点があったが、C48-33 止文書は、開業地や開業時期を知り得るものとして注目に値する。この文書は明治 5 年 6 月、地所の所有者山川磋平が柳蛙に対して、因幡口白木町の土地（間口 4 間、奥行 13 間、52 坪）を、年 10 円 25 銭の金額で、申年（明治 5 年）から巳年（明治 14 年）までの 10 年間貸し出すというもので、次の 3 つのことが明らかとなった。

- ・小島柳蛙は、伊奈波神社前の白木町で開業した。
- ・山川磋平の所有地（52 坪）を貸借して店を構えた。
- ・当初の貸借期間は、明治 5 年からの 10 年間で、開業時期は明治 5 年と推定される。

この白木町進出の 3 か月前、柳蛙は岐阜県から博覧会の用として郡上郡内の産出品を取り調べるように依頼されている〔C50-13〕。岐阜県庁庶務課日記に「舎密執心之者ニ付」とあることから、柳蛙の化学に対する見識の高さを評価していたことが分かる。県は、新築間もない学校の写真を明治 10 年設立の文部省教育博物館に出展し、さらに翌 11 年の北陸東海両道行幸で来県の際、天皇へ献上するが、この二つの事業も柳蛙の写真技術に負うところが大きい（平成 19 年『ふるさと学校写真帳』）。県庁に近い因幡入口へ進出したのは、県と

の関係を深めながら、当時の最先端技術である写真撮影を生かし、新しい時代に即応した生き方をめざしたからではないだろうか。

2. 小島呉一郎と鉱山事業

小島呉一郎は嘉永元年（1848）9月7日、小島総本家第13代当主である父呉郎作と母津多（つた）の間に生まれた。前述したように、父呉郎作は岐阜町因幡入口の白木町において写真営業を始めた。これは明治5年（1872）6月のことで、岐阜県最初の営業写真師と目されている。また母津多は、本草学で知られる飯沼慾斎の孫にあたる。呉一郎は、先進的で開明的な家庭環境・人間関係のもとで育てられ、やがて小島総本家の第14代当主となる。

呉一郎の事績で特筆すべきことは、鉱山の自稼掘（じかぼり）に乗り出したことである。自稼掘とは、鉱業権者から委託された第三者が鉱石を採掘し、その鉱石を売って一定の利益を得る生産方式で、近世以来続いてきた慣行であった。明治政府も自稼掘を奨励して、国内鉱産資源の増産をめざしていた。

呉一郎は明治5年5月、先に郡上郡畑佐鉱山の自稼掘について認可を受けていた芥見村篠田三郎兵衛の仲間として、鉱山事業に加わりたくと岐阜県へ出願した〔C170-13〕〔明治期岐阜県庁事務文書〕。その期間は、明治11年までの7年間であった。

畑佐鉱山は、郡上八幡城主であった稲葉貞通により開発されたと伝えられ、明治14年8月調製の『郡上郡町村略誌』によれば、銀と銅を産出する鉱山であった。

二人は、事業着手後の翌6年3月、金1608両・銀55匁1厘の利益を得ていることから、この事業は順調に滑り出したものと思われる〔C50-14〕。しかし、その利益配分をめぐる両者の軋轢が生じた。篠田は必要経費を引き、七対三の割合で、呉一郎に金452両銀40匁5分の益金を渡し、自身は金1056両、銀14匁5分1厘を受けた。しかし、この取引に抗議したのが呉一郎の父柳蛙であった。柳蛙は、「七三ハ至当之御申聞甚当惑仕」と申し立て、「七三と御約定仕候覚無之」「素金も半々、又其後過上之分も半々御割合被下候事故」と七三の割合で配分することは不当と主張した〔C50-20〕。これに対して篠田は、「半々割賦いたし候御約定といたし置不申」「初メ小生之尽力ニ有之」「諸向懸合ハ勿論仕入物等ヲ始、売込・上下運輸・其外万事引請」などと、事業に着手できたのは自分の力であり、関係筋への懸合、仕入れ、売り込み、運輸などは自分一人で引き受けているとし、七三の割合は正当であると主張した〔C50-19〕。明治6年3月、呉一郎は「精算之上利益割賦ハ、篠田君七分私三分之割合ヲ可申請事」と「鉱山条約書」を篠田へ提出していることから、結果的に七三の割合で落ち着いたものと思われる〔C50-15〕。しかし呉一郎は、「盟約為書替一札之事」において、「益金有之候節ハ、貴君六歩私四歩之割賦可致証書受取置候得共、信実ハ貴君七歩私三歩之割合」と記し、当初は六四の割合であったように推察できる〔C50-16〕。いずれにせよ、父柳蛙が述べているように、この頃の呉一郎は小西郷村の戸長を務め、「随分繁多」「無様手ヲ下ケ御苦勞相願居申候仕合」という状態〔C50-20〕であったことから、篠田の主張する条件を受け入れてしまったのかもしれない。

その後期間において、呉一郎は、鹿児島県日置郡串木野村にあった羽島鉱山の採掘に乗り出す。羽島鉱山は、金を産出する串木野鉱山の一部で、江戸時代に藩主の島津家が開山し、明治期も島津家が所有していたと伝えられている。

呉一郎が鹿児島県へ移った時期や目的が分かる史料は、残念ながら現存していない。しかし、体調を崩して帰郷した明治 25 年、羽島鉱山の関係者から届いた私信の文面から、推測することができる〔C51 の文書群〕。

岐阜県から鹿児島県へ同行した加藤秀次郎の手紙によると、呉一郎が一時帰郷したのは明治 25 年 7 月 9 日のことである。加藤は、手紙の中で「君ニ尾して遠く此地へ参趨仕候而より最早二年三ヶ月の星霜を相累ね」と述べていることから、二人が鹿児島県へ移った時期は明治 23 年 4 月頃と思われる〔C51-5〕。加藤の役割は、鉱石の分析及び精錬の管理であった。同書で「本月中ニおはる精錬の技術がドノ点迄相進み行き可申哉と刮目罷在候」「精錬さへ熟練致候へバ充分算当ニ合ひ候」などと、精錬について詳しく報告しており、その立場を推測することができる。また、人事も任されていたようで、ある火夫が母親の病気で帰省することになったので、その代人を決めて引継ぎをさせたとか、搗鉱夫 1 名の要求が機械部からあり、臨時夫を 1 名入場させることにしたなど概況を呉一郎に伝えているのである。また、同年 9 月 7 日付けの手紙では、「一、製錬本日より開始仕候、一、中鶴抗採掘好況ニ有之候」と鉱山事業が順調に進んでいることを知らせた〔C51-14〕。

『いちき串木野市郷土史料集 2 金山編』に、羽島鉱山は「明治 23 年(1890)には岐阜組羽島鉱山(渡辺甚吉、児島呉一郎(ママ))の経営となって 10 万円を出資」とあることから、呉一郎は、渡辺甚吉と共同出資し、鉱山事業に乗り出したものと思われる。渡辺は第十六国立銀行の頭取で、岐阜市議会議長を務め、第 1 回衆議院議員選挙にも当選した人物である。呉一郎に対して「実ニ是迄之御互様ニ他人の嘲弄を蒙り、世間ニも面目なき有様ニ有之候処、最早艱難の峠を打赴、安楽の佳境ニ入る場合ニ御座候間、必ズ来年より漸次ニ栄誉と多利とを共有する」とエールを送っている〔C51-7〕。このことから、渡辺が支配人として岐阜松屋町の本店に留まり、呉一郎が現地の事務所長として鉱山経営にあたる関係ができていたと思われる。

こうして呉一郎は明治 5 年に郡上郡畑佐鉱山事業に関わってから、時を経て明治 23 年頃から鹿児島県串木野鉱山のうちにある羽島鉱山事務所へ行き、金を採掘することに邁進した。畑佐鉱山の小原儀弘が呉一郎へ宛てた手紙は、両鉱山を結びつけるものとしてとても興味深い〔C51-30〕。小原は「鹿児島県へ御出張、同所ニ於テ盛ニ鉱業ニ従事被遊候段、先以目出度、日新に御盛塩之事と羨敷」と、呉一郎が鹿児島県へ渡って盛んに鉱業に従事していることを祝した。そして「御子息様之儀ニ付、詳細御依頼ニ相成候段、逐一拝承仕候得共、弊山ニは現今満員ニテ到底御頼談ニ難応」と述べて、息子の就職依頼については、人員を満たしているため応じられないと返答した。このことから、呉一郎が平素から旧知の畑佐鉱山関係者と連絡をとっていたことが分かる。ちなみに文面の「御子息」は、二男正隆のことである。正隆は、明治 21 年 9 月、陸軍幼年学校に入校したものの約 1 年で退学し、当時は東京美術学校に通う兄光真と下宿生活をしながら、順天求合社で測量術を学ん

でいた（後述）。父の呉一郎は、20 歳となった息子の行く末を心配し、畑佐鉦山へ就職の便宜を依頼したのである。

羽島鉦山の採掘事業は、技師野辺七郎を雇い、一番礦から三番礦までの試掘と、その分析を進めて鉦脈を当てることに力を注いだが、期待通りの成果を得られなかった。現地では鉦山の借区費のほか、鉦夫の人件費や機械購入費などが嵩み、資金繰りに苦勞した。

その打開策として持ち上がったのが、明治 25 年の「西郷改革」である。

小島総本家の所有地を手放して、鉦山採掘資金を捻出するというもので、この改革については、同家の縁戚となる飯沼家、青木家、そして呉一郎の義兄小島政憲（青木英斎）が相談役として関わった。

小島政憲は明治 25 年 7 月 27 日、呉一郎のほか相談役の飯沼龍夫、青木雄哉へ次の手紙を送って「西郷改革」に理解を示した。

西郷改革之件ニ付、各貴書之趣委曲拝承仕候、地頭売却之儀ハ残念之事ニは御座候得共、姑息之処置ヲ以、此俟相過也候時ハ、将来如何ナル不孝之場合ニ逢遇致候哉も難計、就而は此際断然之处置相成候方、却而得策哉ニ相考候間、御同意致候ニ付、御決議之通御実行相成度奉存候〔B30-(4)-62〕

政憲は、姑息の処置よりも断然の処置をすれば、かえって得策となるかもしれないとして、小島総本家所有地の売却に同意した。そして「地面は他物ト異ナリ、再ヒ手ニ入候事容易ナラサル物ニ付」「時期ヲ得候時は買戻し得ルノ約束」をもって売却することが望ましいと伝えたのである。

同家が所有する土地は、どれほどあったのであろうか。明治 19 年の「掟米勘定帳」によれば、掟米の合計は 208 石余となっている〔B20-(2)-16-1〕。これは幕末における村高 318 石余の約 65%に相当し、同家は小西郷村の大地主であったことがうかがえる。しかし、分家筋の小島本二がまとめた明治 42 年の「掟米勘定帳」を見ると、渡辺払いが 210 石余、本二の叔父展卓払いが 53 石余、そして本二払いが 12 石余となっており、土地の所有が他者へ移っていることが分かる〔B20-(2)-49〕。渡辺は、第十六国立銀行の頭取で、呉一郎とともに羽島鉦山の採掘に乗り出した渡辺甚吉と見て間違いないであろう。鉦山採掘資金を捻出するため、小島呉一郎は所有地の多くを渡辺へ売却したのである。

3. 小島総本家と濃尾大地震

当主の小島呉一郎が、金採掘事業のため鹿児島県羽島鉦山に滞在していた明治 24 年 10 月 28 日、濃尾大地震が発生した。呉一郎の父で営業写真師となった柳蛙（呉郎作）は、すでに他界していたが、母の津多（つた）はそのまま白木町に在住し、同地で大地震に遭遇した。C119-1 の手帳には、津多が三井銀行へ出した「定期預証書焼失届」が鉛筆書きで記されており、被災時の状況を知ることができる。

定期預証書焼失届 一、金貳百円也 明治二十四年七月二日付、但拙者宛 い号第九拾五番 利足年五分 明治二十五年七月一日限、右証書明治二十四年十月二十八日火災ニ罹り焼失ニ付、爾後払方停止相成候付、尤警察官ヘモ届済ニ付、請取仕候本文証書焼失ノ事由ハ新聞紙ニテ広告被下候ハベ費用ハ拙者

ヨリ償却可致候（略）明治二十四年十一月四日 岐阜市白木町五十番戸寄留 小島津多 三井銀行御中

火災で額面 200 円の定期預証書を焼失してしまい、支払いが停止になっていることを警察へ伝え、11 月 4 日に銀行へ届け出たのである。このことから、白木町の自宅、家財道具一式はすべて灰燼に処したことが分かる。

一方、津多の長男呉一郎は、羽島鉦山に居て、鹿児島県選出の衆議院議員長谷場純孝から電報で大地震発生を知り、これを渡辺甚吉へ伝えている〔A60-(2)-2-93〕。

別紙第五十五回報告并日表奉郵呈候間、御査入被成下度候、一、去月二十八日之一大天災ニ付、当区撰出代議士長谷場純孝君（上京之途次 在神戸より）二十九日午後五時十一分発電、今着ス、昨日岐阜地震劇ク大垣市街焼失、岐阜市街モ七歩焼失ノ報アリ、不取敢知ラス

長谷場は帝国議会に当院するため東京へ向かう途中、神戸で地震に遭い、鹿児島県の羽島鉦山へ打電したものである。呉一郎は、岐阜-小西郷の様子を気にかけてながらも、長谷場と同じ衆議院議員である頭取の渡辺に知らせようと、急いで手紙をしたためたのである。その後、家族の命に別状がないことを知り、安堵する。

被災した母津多は、娘りうの夫小島政憲（青木英斎）のもとへ身を寄せた。

軍医の政憲は、25 年当時熊本に勤務し、津多も同居していた。鹿児島の呉一郎へ送った手紙には「昨年より家長屋などハ地震後有もないも同しものと心得居申候か、先祖より十四五代も田植にて命をつなき申事ゆへ、夫ニかわる鉦山を呉市郎の申計にて、家内ニミたものも無之」とある〔B30-(4)-63〕。前年の地震で家や長屋を失ったこと、そして先祖より 14・5 代も農地を相伝し、米作りで生計を立ててきたのに、それに代わる鉦山は、呉一郎が言うだけで、家内の誰も見ていないと不満を述べている。さらに津多は、50 年近く暮らした「小西郷の土」になりたいと自分の意思を伝えた。

このように、呉一郎の鉦山採掘事業や岐阜地方を襲った濃尾大地震は、小島総本家の行く末に暗い影を落としたのである。

4. 特色ある人物を輩出した小島総本家 ～光真、正隆、隆～

第 62 集に収録した文書群（C 群）には、明治期の東京美術学校に関するものと、歯科に関するものがあり、小島家文書の特色を見出すことができる。前者は、東京美術学校校友会による明治 27 年（1894）4 月 5 日創刊の『錦巷雜綴』（非売品）が 5 冊、同誌の後継にあたる明治 35 年 6 月 21 日創刊の『東京美術学校校友会月報』（非売品）が明治 45 年発行の分までで 72 冊、そして『東京美術学校一覽』が 6 冊という内訳である。また後者は、瑞穂屋書籍店が発行した『歯科雑誌』が 21 冊、歯科学会事務所が発行した『歯科学会月報』が 19 冊で、どちらも明治 31 年から 34 年にかけて刊行されたものとなっている。このような珍しい史料群が、なぜ小島家に伝わったのであろうか。

（1）東京美術学校卒業生の小島光真

先ず東京美術学校に関する史料群があるのは、小島家第 15 代当主となる光真が、明治 27 年 2 月 3 日、東京美術学校日本画科を卒業したからである（『錦巷雜綴』第 1 巻）。同校は明治 20 年 10 月 4 日、勅令第 51 号により設置された文部省直轄学校である。美術及び美術工芸に従事すべき専門技術家を養成し、併せて図画教員及び実業学校の教員たるに適する学科を教授することを目的とし、修業年限は 5 年であった。光真は第 1 期生として入学した。ちなみに同時期に入学した者は 58 名で、このうち日本画を専門にしたのは、光真のほか岡本勝元（石川）、倉田徳松（三重）、白鳥駒吉（長野）、内海広精（島根）、関保之助（東京）、横山秀麿（東京）、山田於菟三郎（東京）、疋田徳次郎（岐阜）、下村晴三郎（東京）、島田佳矣（石川）、西郷規（長野）、溝口禎次郎（東京）、島田友春（山口）らである（括弧書きは出身地。『東京美術学校の歴史』昭和 52 年 3 月 10 日）。横山秀麿は、後に近代日本画の巨匠と呼ばれた横山大観、下村晴三郎は卒業後同校の助教授に迎えられた下村観山、西郷規は岡倉天心の東京美術学校辞職後、岡倉に協力して横山、下村らとともに日本美術院の創設に関わった西郷孤月である。光真は、後に日本画壇をけん引する俊才たちと席を並べることになった。

第 14 代当主呉一郎を父に、飯沼慾斎の孫とを母にもつ光真は、慶応 4 年（1868）9 月 1 日に生まれた（9 月 8 日に明治改元）。明治 21 年 9 月頃、当時尋常中学校に在籍し 20 歳となった光真は、進学先を決め兼ねていた。光真が父へ宛てた手紙〔C38-11〕から、その心情を垣間見ることができる。手紙には卒業まで「例へ二年ヲ経テ卒業履歴ヲ得候ト雖モ、是レヲ持テ高等中学予課上級ニ入ル得ハズ（ママ）、況ンヤ本課ニ入ル能ハズ、士官学校ニ入ランカ当分不可ノ只判任官見習ヒ」と言って、高等中学校や士官学校へ進むことは否定的であった。また、私立明治法律学校のような学校については「入ルコトヲ得ルノ誉アルノミ」で「卒業履歴ヲ持ツト雖モ、實際之レニ相当スル力ヲ有シ難シ」と考えていた。光真は、尋常中学校の卒業履歴を得ることよりも中退して別の道で力を養っていきたいと願うようになり、今は商業学校入学許可の時日を待ちたいと、父へ伝えたのである。後述する 5 歳年下の弟正隆は陸軍幼年学校入校を決め、すでに東京へ移り住んでいたことから、父としても 20 歳となった長子の将来を心配したのであろう。光真自身も、弟に対抗して何らかの結論を出しておく必要があった。その結論が商業学校であったが、実際は文部省直轄の東京美術学校へ進むことになった。この辺りの経緯を知る手がかりは、残念ながら見当たらない。

光真は、明治 22 年 1 月頃上京し、翌月東京美術学校へ入学した。本人作成の「学資請取簿」は、学生生活の一端を知るものとして貴重である。これは、実家から送られてきた学資金をどのように使ったか記録したもので、在学中にまとめた 3 冊のうち、第 1 巻と第 3 巻が存在する。この 2 つの史料から次の 7 点のことが分かってきた。

- ・ 光真は、明治 22 年 1 月 27 日から請取簿を作成している。東京生活を始めた時期は、この頃と思われる。
- ・ 下宿先は、東京市下谷区根岸にあった飯沼家である。その家主は飯沼龍夫（第 5 代）の弟専吾で、光真の叔父にあたる。

- ・ 学資金は一旦飯沼家が預かる形とし、毎月必要とする現金を光真に渡して、会計簿に記録させ、飯沼家が確認すると押印した。
- ・ 小島家からの学資金は、明治 22 年は 1 月 27 日 32 円、5 月 9 日 30 円、10 月 19 日 29 円 30 銭の 3 度にわたって送られている（年間 91 円 30 銭）。これが、明治 25 年になると 1 月 14 日 30 円、3 月 2 日 30 円、4 月 11 日 30 円、5 月 17 日 37 円、9 月 17 日 45 円、9 月 18 日 24 円、11 月 9 日 30 円の 7 度にわたる送金となる（年間 226 円）。
- ・ 小島家の送金額が増えたのは、光真の弟正隆も下宿したからである。正隆は明治 5 年生まれで、16 歳となった明治 21 年、陸軍幼年学校へ入学したが、程なく退学し、24 年頃順天求合社で測量術を学び始めた。明治 22 年段階における光真一人の下宿料（この時は食料費として計上）は、ひと月 2 円であったのに対し、明治 24 年 6 月における二人の下宿料は 8 円 50 銭に膨らんだ。
- ・ 光真の入学時における学費は、下表のように総額 11 円 90 銭となった。この時、月謝は 1 円であったが、明治 24 年の 3 年生で同 2 円～2 円 50 銭、明治 25 年の 4 年生で 2 円 50 銭、明治 26 年の 5 年生で 2 円 50 銭と学年が進むにつれて増額した。
- ・ 日本画科の学生であった光真は、卒業前の明治 26 年 8 月 2 日、請取簿に「壱円 橋本先生御礼ニ遣す」と記した。橋本先生とは橋本雅邦教授のことである。光真は卒業制作にあたり、雅邦から指導を受ける機会に恵まれ、その謝意を示したのではないかと思われる。

光真は卒業後、京都市美術工芸学校に奉職した。その在職期間は、明治 29 年 4 月から同 33 年 3 月までの 4 年間で、奇しくも横山大観の後に入ることとなった（『百年史＜京都市立芸術大学＞』昭和 56 年）。居住先は、光真が郵便局へ出した転送依頼の文書から「京都市烏丸出水」であったと推定される。その後の職業については不明であるが、明治 36 年の「内費用覚」〔B20-(2)-33〕には、8 月 9 日の条に「金七拾壱円五十八銭五厘、光真共鹿児島へ移住費及家住費」という記載があり、この頃鹿児島県へ移ったと思われる。

購入したもの	購入日	費用(円, 銭)
机 袴 靴 靴 足袋 股引 筆	1月27日	4.00
2月分月謝	1月27日	1.00
制服	2月20日	3.70
帽子	2月20日	0.70
用本	2月20日	0.50
著聞集 20巻	3月24日	1.00
教場制服	4月1日	1.00
合計		11.90

父呉一郎と起業することを考えたのであろうか。38 年に七郷村小西郷に本園、鹿児島市山下町に分園を置く「小島養蜂園」を設立している（『養蜂案内』明治 44 年）。明治 5 年以来断続的に展開した父呉一郎の鉱山採掘事業は、この頃完全に手を引いたと見て間違いないであろう。

大正期になると、光真は再び上京し、知己である東京美術学校教授の大村西崖、白井雨山から請われて「東台美術会」の結成に参加し、日本画部会の部長に推された。この会は、会員である卒業生の親睦、集会、宿泊等の便宜を図ることを目的としながらも、倶楽部・職業幹旋・展覧会及び講演会・依頼製作・図書刊行の五事業を展開し、「事業商売をなし」

「一大美術商店の様なもの」と期待された〔C22-4〕。

しかし依頼製作の不正経理が明るみとなり会計係が処分されたことによって、同事業の廃止が決議されると、会の存続意義がなくなり、光真も次第に会から離れていったのではないかと推察する。そして独山と号し、南画を専門とする職業画家として活動を続けていくのである〔『南画と小島独山』B30-(3)-13〕。残念ながら、なぜ南画をめざしたのか、その経緯は明らかではない。高羽富士夫という人物が、独山の一番弟子と自称して師を慕い「独山同好会」を結成するとともに、作品の展示会とその販売に力を入れて、彼の生計を支えた。大正4年、妻のたか（たか子）は葉書で小西郷の小島本二・みつへ次のように近況を知らせている。

白井奥様なくなられ候まし、打あけ話をする人もなく、自分ひとり苦しみ居申候、皆様ニ御厄介ニなるばかりにて、いつ御恩返しが出来ぬやと、そのみ心痛致居候〔B30-(4)-147〕

独山夫妻は、白井家（雨山 東京美術学校教授）と親しくしていたが、雨山夫人が亡くなってしまい、たか自身は打ち明け話をする人もなく、一人で苦しんでいる様子うかがえる。さらに厄介になるばかりで何の恩返しもしできないと現状の生活に心を痛めているのである。このような苦境から脱すべく、夫の独山は南画家として生きていく決意を固めたのではないだろうか。

（2） 歯科医師となった小島隆

次に歯科関係の雑誌が大量にあるのは、歯科医を志した小島隆が雑誌の購読を続けたことに因る。隆は、光真の末弟で明治9年に生まれた。隆は明治31年頃歯科学会に入会し、歯科医術開業試験の合格をめざして本格的な勉強を始めた。『歯科雑誌』は明治31年1月5日発行の第60号から、『歯科学会月報』は明治31年5月30日発行の第89号から残っている。隆は、雑誌の送付に使用された帯封を枝折代わりにして、はさみ込む癖があったようで、13点も残されている。ここに記された住所を見ると、その居住先は、歯科学会に入会した明治31年頃は名古屋市の伊藤順三宅、翌32年7月頃は大阪市の免養政式宅となっているが、これは適当な修業先を求めた結果によるものと思われる。当時の日本は医学校などの整備が不十分であったため、歯科医師になるには2年の修業を経て、医術開業試験を受験する資格を得ることが大前提で、これに合格すれば医師免許を取得することができた。免養政式は、大阪市東区瓦町に歯科医院を開業していたことから、隆はこの医院で助手を務めながら、歯科医療に関する知識と技術を習得したのである。そして、明治33年5月に大阪で行われた歯科医術開業試験に見事合格し、歯科医師免許を取得した。同年9月30日発行の『歯科学会月報』第105号は、この時の試験について伝えており、隆は大阪で解剖・生理・病理・治術・薬物・器械の学説並びに実地試験を受け、及第者13名の中に名前を連ねている。しかしこの年の秋、隆は鹿児島県日置郡串木野村羽島に居住することになる。『歯科雑誌』の発行者である瑞穂屋大阪支店の、隆へ宛てた手紙が同誌第81号にはさみ込まれており、隆の住所を知ることができた。文面は「実ニ流罪にも成たる様之歎き之御消息承り遠察仕候」と記されている。隆の立場からすれば、大阪市から鹿児島県へ移

ったことは流罪にも似た感覚であったかもしれない。さらに文面は「却而如斯遠隔之山海を友とする一変之別天地ハ、気樂之局点ナル様ヲ感、終日塵埃之中に在テ脳味噌を減殺セラレツ、在ル我々ハ結句愉快之様存候」と続き、都会に住む人間は、終日塵や埃の中にいて脳味噌を減殺しているから、逆に山海の近くで暮らす方が愉快ではないかと、隆を慰めているのである。

隆は、なぜ鹿児島県へ移ることになったのであろうか。残念ながら、その理由を知る手がかりはないが、次兄正隆の存在が、隆に影響を与えたのではないかと考える。

(3) 鉱山開発に乗り出した小島正隆

正隆は、前述したように明治21年秋頃、陸軍幼年学校に入学したものの、程なく同校を退学。東京美術学校へ通う兄光真と下宿を共にしながら、順天求合社で測量術を学んだ。明治25年6月、足尾へ出かけていることから、この時鉱山で実地測量を行ったものと思われる。こうした体験が、正隆を鉱山開発へ駆り立てたのであろうか。この年、父呉一郎は隆を畑佐鉱山へ入れたいと思い、旧知に連絡を取ってみたが、その願いが叶わず、鹿児島県の羽島鉱山へ呼び寄せることになった（前述）。鹿児島市へ移り住んだ正隆は、明治26年11月9日、母とをへ次の手紙を送った〔C171-22〕。

（前略）御尊顔を拝し得申さぬ様に相成てより早や一年余ニ御座候、誠ニ之の一年は当家未曾有の心配と変動とかあつまりたる事と相見へ候、而しあなた様方の御心配の功力に依り尤早大分は之のやく事も逐ひ除け申候、やく事のうらには目出度年の在る者と見へ候、なせかと申せは当山も九分通り仕度整ひ、来月中ニ仕事を試る事と存候、而れは来年早々は良き金玉を握る事ならんと存候、尚ホ一つには兄上様も来春は御卒業の由、何と大慶の事には御座なく候はすや、（後略）

「之の一年は当家未曾有の心配と変動」と述べているのは、明治24年10月28日に発生した濃尾大地震のことを指しているのであろう。小西郷の小島家も家屋損壊の被害を受けた。さらに、鉱山採掘資金捻出のため、小西郷の土地を手放す事態となった。しかし正隆は、「之のやく事も逐ひ除け」「やく事のうらには目出度年の在る者」と伝え、今手がけている鉱山の準備も九分通り進んで、来月中には仕事を試みることに、そして来年早々には「良き金玉を握る事」になるであろうと述べている。この「良き金玉」とは、言うまでもなく金脈のことである。正隆は金山の開発を夢見て、鹿児島県へ移り住むことになるが、思い通りに進まなかった。歯科医師免許を取得して間もない隆も、次兄正隆から鹿児島県へ来るように強く要請され、渋々大阪市を離れて、日置郡串木野村の羽島鉱山へ赴くことになった。また、京都市美術工芸学校を辞めた光真も、鹿児島県へ移り住んだことから、三兄弟が同時期に鹿児島県で暮らした可能性もあるが、確かな史料がないため断定できない。

その後正隆は、日露戦争前後に牛肉缶詰を製造する事業に乗り出している。その計画を兄光真に被陳し、許可を請う手紙が残っているが、具体的な事業展開を知る手がかりは残されていない。

いずれにせよ、小島家の三兄弟は明治という新しい時代に生まれ、美術学校教師・南画家、開業歯科医、鉱山開発等の分野において担い手となり、活動拠点を東京、京都、大阪、

鹿児島などに置きながら生き抜いたと言える。結果的に故郷の小西郷村を離れる形になったが、旧習にとらわれることなく、開明的な考えのもと、それぞれの生き方を貫いたのであった。

5. 分家筋の小島本二、陞一

小島本二は、小島総本家の分家筋にあたり、慶応元年（1865）3月8日初代齋兵衛の子として生まれた。また陞一は、本二とつるをの長男として明治31年（1898）7月30日に誕生し、岐阜中学校を経て岐阜県師範学校を卒業。教職に就いて、小学校訓導から高等女学校の理科教諭へ転じた。

陞一は、幼い頃から体が弱かったため、父の本二は明治38年8月、静岡県浜名郡舞阪町へ息子と共に海水浴へ行ったことが、通っていた七郷尋常小学校第1学年の通知表から分かる〔C142-3〕。その文面は次の通りである。

九月一日 見聞ヲ弘ムルー助ニモヤ、八月一日ヨリ同十五日迄静岡県浜名郡舞阪（阪）町ニ海水浴ヲ採ラシメ体育ト地理ノ天然ヲ覚ラシムルヲ務メタリ

また、第2学年の通知表から、「禹貢之古諺」を踏襲し、体育と知育の啓発を目的として、8月3日から16日まで鳥羽へ海水浴に出かけたことが分かる。この時期の海水浴は大変珍しく、本二の息子陞一に対する熱い思いが伝わってくるようである。

本二は、高揚しつつある近代化の波にのろうと、株式購入による会社投資や、不動産の購入・転売に熱心であった。特に、美濃電気軌道株式会社が、岐阜・笠松間に鉄道を敷くにあたり、本二が所有する岐阜市安良田町の土地を買収する案件が持ち上がった。そのため両者間で交渉が進められたのであるが、本二にとって満足できる妥結金額に至らなかった〔C111-1〕。これは大正3年（1914）のことである。岐阜市の私鉄敷設ブームが高まりつつある頃で、本二はこの計画を見越して、駅や軌道となる地所を買い求めているのではないと思われる。また同じ頃、本二は岐北軽便鉄道株式会社の株も保有している〔C-170-5〕。同社は、大正3年3月、忠節一北方間で営業を開始し、後に美濃電気軌道株式会社に吸収されるが、このような旅客輸送事業の展開は、投資や不動産売買を促し、人々の心を熱くさせたに違いない。

本二は大正5年1月20日、50歳の若さで病死した〔C144-26〕。岐阜中学校へ通う長男陞一は、前年末の12月14日、父肺炎で当日年貢米の受取があるため、修学旅行を休むと届け出ている〔C27-29〕。この頃から、本二の容態は悪化していたと思われる。総本家当主の光真（独山）は、次のような見舞いの葉書を送った〔B30-(4)-164〕。

御病氣如何と大ニ御心配申居候処、御快方ニ向はせられ候趣き、御詳細御聞かせ被下、難有安心致候事ニ御座候〔大正4年12月25日〕

こうして中学生の陞一が、本二の相続人となった。母つるをが親権者として、3月1日岐阜税務署へ相続届を出した。家業の地主経営に加えて、貸借金の整理や不動産の管理等、陞一少年に責任が重くのしかかった。

陞一は、大正 6 年 3 月中学校を卒業して、岐阜県師範学校第二部へ入学し、翌 7 年 3 月卒業した。在学中に家督を相続したため、陞一は居住地で働くことを第一に考えたのかもしれない。陞一の履歴簿によれば、同年 4 月の席田尋常高等小学校、大正 10 年師範学校訓導、同 13 年中学校・高等女学校の理科教員免許状取得を経て、同 15 年 10 月本巣高等女学校教諭に任命されている〔A10-(7)-7 止〕。その後本巣中学校、本巣高等女学校に勤務していることから、できるだけ居住地に近い所で奉職し、家業への目配りも忘れなかったのであろう。

地主経営の内情は、
 掟米勘定帳・庭帳等
 で確認することがで
 きる。本二が管理し
 た明治 42 年の掟米
 勘定帳を見てみよう

明治42年の「掟米勘定帳」に見る主な地主名

主な地主名	小作料（石高）		全体に占める割合	小作人の数
	石	斗升合勺	%	人
渡辺（渡辺甚吉）	210	5765	70.5	47
小島展卓	53	4566	17.9	22
小島本二	12	4825	4.2	21

〔B20-(2)-49〕。

前述したように、小島総本家が所有した土地は明治 25 年以降の西郷改革で渡辺甚吉（第十六国立銀行頭取）へ移動し、小作料（掟米）の徴収や管理を本二が担当した。勘定帳の記録をもとに、主な地主名・小作料（石高）・小作人数を算出してみたところ、上の表のようになった。

前述したように、小島総本家第 14 代当主の呉一郎は、鹿児島県の羽島鉾山採掘のため小西郷を離れた。しかし、程なくその資金繰りが悪くなったため、所有地を渡辺へ手放し、その資金で採掘を続けることにした。渡辺は不在地主であるため、現地の営農や小作料管理などは本二が行い、本二が亡くなった後は陞一が担当したのである。

6. 陞一の二男一英と能楽

小島薫氏から寄贈された 110 点の文書群には、能楽に関するものが 15 点含まれている。これは陞一の二男一英が昭和 31 年（1956）、能楽師の武田太加志に弟子入りして能楽の修業を始めたことによる。一英は 10 年後の昭和 41 年、観世宗家より師範免許を授与されて独立し、謳英会を創立する。その支部となる岐阜謳英会を応援した人物は、父の陞一である。陞一は、学校勤務の頃から謡曲に関心をもち、妻の久美とともに観世流の謡について造詣を深めた〔小島薫家 C1-22～C1-24〕。

一英は武田一門の内弟子となって間もなく、父の訪問を受けた。後に一英が父に送った手紙には、「先日は父上にわざわざ来ていただきまして本当に有難う御在居ました。久しぶりで気楽に寝る事が出来ます。これほど嬉しい事は有りません。これも父上の御陰と感謝致して居ります。又早速御蒲団を送っていただき御礼を言うことばかりです」とある。父陞一は、実家を離れて暮らす息子のために蒲団を届け、激励の言葉をかけた。また息子の一英は、久しぶりに父と語り合いながら束の間の休息を堪能し、厳しい能楽の世界に身を

置く決意を新たにしたのである[小島薫家 B30-(4)-3]。

陞一は一英独立後、岐阜謳英会を盛り上げようと奔走した。例えば、岐阜県芸術文化団体調査票の提出にあたり、陞一は必要事項を記入して、岐阜県教育委員会文化課へ提出した[小島薫家 A90-(4)-4]。また「能楽謳英会十周年記念大会」に「十一月二十三日、朝台所の時計が五時を告げた。目が覚めた。今日の天気はどうか。二年先から今日を期して色々計画した」とあるように、この会を成功させるべく 2 年前から計画してきたことが分かる[小島薫家 B30-(3)-3]。まさに家族ぐるみで能楽師小島一英を支えていたのである。

おわりに

明治維新後、小西郷の小島総本家は先進的・開明的な志向のもと、第 13 代当主の呉郎作（柳蛙）は営業写真師、息子の呉一郎は鉾山開発、孫の光真（独山）は南画家、正隆は缶詰工場の創業、そして隆は歯科医師というように、様々な分野で活躍した点に大きな特色がある。結果的に同家は小西郷を離れることになったが、分家筋の本二らが先祖伝来の土地を引き継ぎ、庄屋文書をはじめとする膨大な文書群も守ることになった。こうした歩みにより、私たちは先人の業績や地域の歴史を知ることができるのである。改めて、寄贈者の小島眞可氏・薫氏に敬意を表するとともに感謝を申し上げたい。

（文責 蓑島一美）